

令和6年度11月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和6年11月25日(月) 午前9時30分～午前10時20分
開催場所 所沢市役所502会議室
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について
議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について(農地中間管理機構)

出席委員 1番 斎藤 昇 2番 二上 茂雄 3番 池之谷 昭治
4番 岩崎 良一 5番 肥沼 一彦 6番 齊藤 喜代治
7番 田中 宏 9番 北田 良孝 10番 栗原 明夫
11番 栗原 茂 12番 平岡 豊子 13番 鹿島 正之助
14番 肥沼 正明 15番 中 茂紀 16番 水村 英紀
17番 新井 祥穂

欠席委員 8番 吉田 英和

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。栗原会長のあいさつの後、引き続き栗原会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号2番 二上 茂雄委員、3番 池之谷 昭治委員を指名します。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字下富字雪見原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,498平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号2番、所在地は大字下富字雪見原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は354平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

申請番号3番、所在地は大字日比田字清身場の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて2,633平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

以上3件です。

議長：申請番号1番について審議します。申請地の耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどをお願いします。

議長：次に、受人の下富地区の耕作状況について、地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、概ね適切に管理されておりますが、道路際に雑草が伸びている部分がありました。については、周囲の農地に影響がないように管理して欲しい旨の指摘事項も受人に対して、文書により通知する必要があると思います。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、許可といたします。

事務局：それでは、申請番号1番が許可となりましたので、事務局で前月に通知した「農業委員会総会における指摘事項について」文案を修正し、会長に確認していただいた後に、受人に渡すことでのいかがでしょうか。

議長：事務局提案の対応でよろしいですか。

委員：（異議なし）

議長：それでは、そのように取り計らいます。

議 長： 申請番号2番について審議します。申請地及び受人の耕作状況、営農状況について、地区担当の意見ををお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、概ね適切に管理されております。しかし、耕作地の一部が自宅敷地内にあるため、畑として耕作しているとは言い難い状況でした。この自宅敷地内にある耕作地について、事務局はどのように把握していますか。

事務局： 自宅敷地内にある耕作地については、草が繁茂している状態ではなく、かつ、法令に違反をしているものではないことから、不許可の要件に該当しないと考えています。

議 長： 申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： (挙手多数)

議 長： 挙手多数と認めます。よって、申請番号2番については、許可といたします。

議 長： 申請番号3番について審議します。申請地の耕作状況について、地区担当の意見ををお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、以前に植木畑として使用されていたため、高木が生えていますが、下草を刈るなど管理はされております。審議のほどお願いします。

議 長： 次に、受人の坂之下地区の耕作状況について、地区担当のご意見ををお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、耕作地の一部で雑草が伸び、管理されていない状況でした。また、受人は所有する農地を長年作付けしていません。今回の申請により農地を増反した場合、全ての農地を効率的に耕作するとは判断できないと考えます。よって、この申請については、農地法第3条第2項1号に該当するため、許可要件を満たさないものと考えられます。審議のほどお願いします。

議 長： 申請番号3番について、質疑、意見はありますか。

委 員： 申請地に植木が残った状態で審議することは問題ないのか。

事務局： この申請については、農地法第3条第2項の各号に該当しないかどうかを判断するものであるため、申請地の耕作状況については、不許可の要件には該当しません。また、提出書類にある許可後の植木を伐採し、作付けするまでのスケジュールや、その後の作付け計画書の内容からみて、申請地は耕作のために使用されると考えています。

委 員： 受人がこれまでに所有する農地を耕作していなかったことを考えると、新たな農地を購入することはおかしいのではないのでしょうか。

事務局： 所有する農地が、これまで耕作されていなかったことについては、事務局から受人に対して、事前に指摘しています。しかし、受人から所有する農地の、上申書及び作付け計画が提出され、今後については作付けを行うという計画であったため、農地を購入することは問題がないと考えています。

委員： 申請地は、受人が運営する社会福祉法人と連携して、いわゆる農福連携のような形で管理するとのことだが、社会福祉法人名義で農地を購入することはできるのか。

事務局： 可能です。社会福祉法人が業務の運営に必要なものとして、農地を購入することは、農地法第3条の例外規定に該当し認められています。

委員： 申請地は、農地法第5条に基づく農地転用は可能なのでしょうか。

事務局： 申請地は、農振法上の農業振興地域及び農用地区域に該当し、農地法上も第1種農地に該当します。そのため、農地法第5条に基づく農地転用は原則として認められません。

委員： 例外的に農地転用が認められる場合はありますか。

事務局： 不許可の例外規定で、既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地拡張が認められますが、申請地は農地に囲まれており、隣接する施設がないため、例外的な農地転用は認められないと考えています。

委員： 受人が所有する農地を作付けするなど、実績を作ってから再度申請すべきではないか。

事務局： 申請時期については、法令上制限するものではありません。

議長： 他に質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号3番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (挙手なし)

議長： 挙手がありません。よって、申請番号3番については、不許可といたします。

2 議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字武野の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,266平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和6年12月1日から令和11年11月30日までの5年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字亀ヶ谷字大光の5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて4,833平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和6年12月1日から令和16年11月30日までの10年間です。

以上2件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画
については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、決定とします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画
については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いします。

議長：申請番号2番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、決定といたします。

3 議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

議長：「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島三丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて4,796平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和7年2月1日から令和13年1月31日までの6年間です。

以上1件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどをお願いします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、決定いたします。

4 報告事項について

議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項についてご報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、7件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、4件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、17件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による賃貸借設定の届出について」は、2件の届出がありました。

5 その他

議長： その他の事項について何かありますか。

事務局： 農用地利用集積等促進計画（原案）に対するご意見について、ご審議をお願いいたします。

議長： 本件について、何かご意見はありますか。

委員： （なし）

議長： 「意見なし」として回答してよろしいですか。

委員： （異議なし）

議長： それでは、そのように取り計らいます。以上ですべての議事を終了します。

鹿島会長職務代理者により閉会 （午前10時20分）